

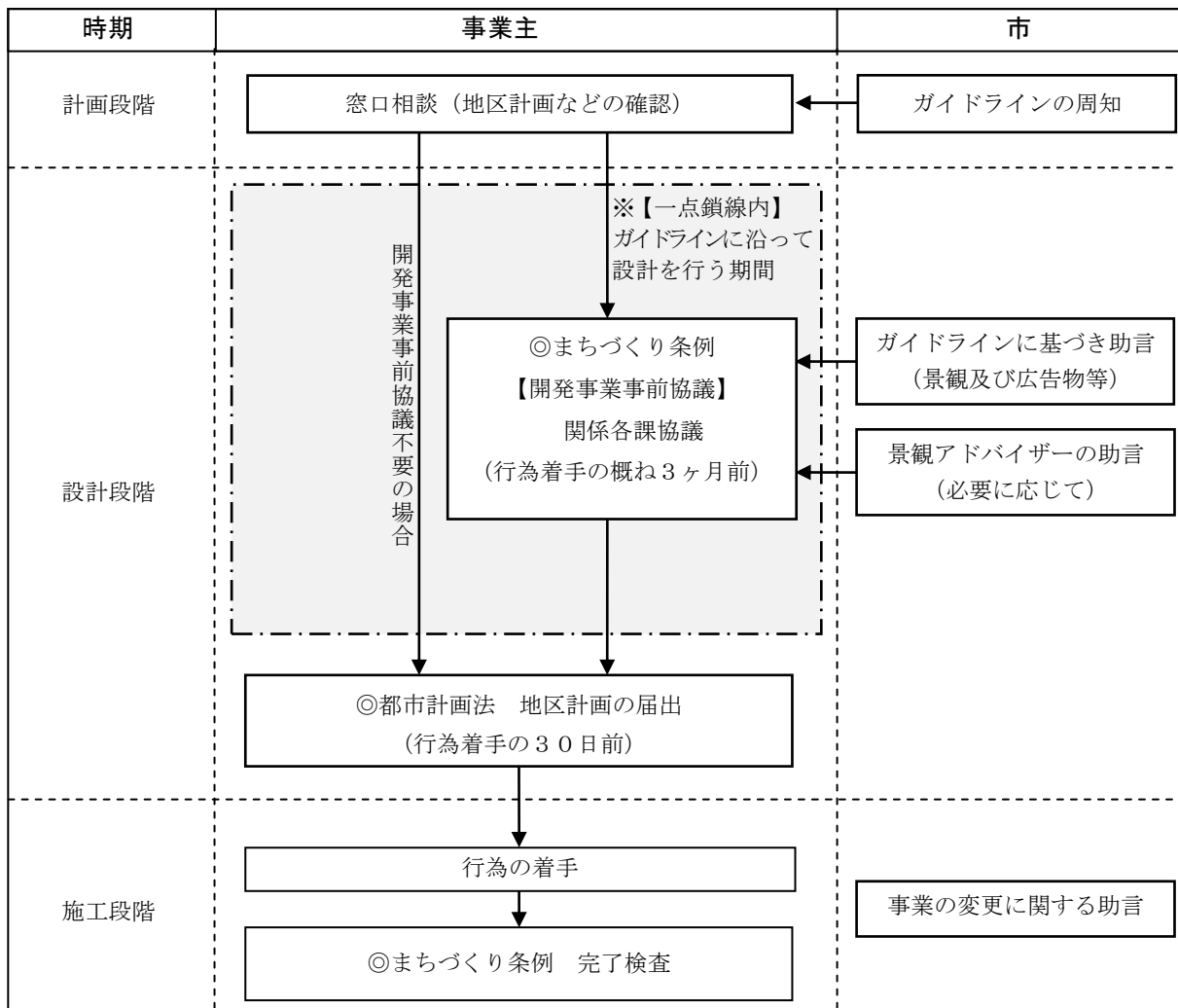
## 2. 手続き等

### (1) 対象行為

ガイドラインは、地区計画内で行われる建築物・工作物の建築及び道路、公園などの地区施設整備の際に適用します。

	対象行為	ガイドライン 対象行為	地区計画 届出
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○	○
工作物	新設、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○	○
地区施設 (道路・公園など)	新設若しくは改良等による形状、形態の変更	○	—

### (2) 手続きフロー



### (3) 景観アドバイザー

(1) の対象行為の計画について、建造物の位置、高さ・規模、形態意匠若しくは景観的価値から総合的に判断した結果、周辺景観に著しい影響を与えることが予測される場合、必要に応じて景観アドバイザーから助言を聴くことがあります。